

## インドネシア：革新的な金融技術(ITSK)事業者に関する規制の変更

アジアニューズレター

2024年8月26日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)[Siti Kemala Nuraida](#)[Snuraida@wplaws.com](mailto:Snuraida@wplaws.com)[我妻 由香莉](#)[y.wagatsuma@nishimura.com](mailto:y.wagatsuma@nishimura.com)[Indira Setyowati](#)[Isetyowati@wplaws.com](mailto:Isetyowati@wplaws.com)

インドネシア金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan、以下「OJK」)は、通達 2024 年第 5 号(以下「5 号通達」)および通達 2024 年第 6 号(以下「6 号通達」)を発出しました。両通達は、革新的な金融技術(以下「ITSK」)事業者に適用される新規制として、サンドボックス(OJK により提供される、ITSK の実現可能性や信頼性を評価しイノベーションの試行・発展を促すためのメカニズムをいいます)における試行プロセス(以下「サンドボックス・プロセス」)および OJK への登録・承認手続きについて規定しています。両通達は、ITSK のビジネスモデルが急速に拡大していることを受け、ITSK に関する 2024 年 OJK 規則第 3 号(以下「3 号規則」)および金融セクターの開発と強化に関する法律 2023 年第 4 号(以下「金融オムニバス法」)を実用化することを目的としています。

3 号規則、5 号通達および 6 号通達(以下「新規制」)により、従来の OJK 規則 2018 年第 13 号およびその施行規則(以下「旧規則」)は、無効となりました。新規制による主な変更点は、以下の通りです。

## 1. ビジネスモデルの範囲

3 号規則では、旧規則とは異なり、ITSK として認められるビジネスモデルとして、リスク管理や暗号資産に関連する活動を含めています。暗号資産を含める点は、金融オムニバス法に規定された、暗号資産の規制・監督当局が商品先物取引監督庁(BAPPEBTI)から OJK へ移行された動きに沿うものです。リスク管理が ITSK として認められるビジネスモデルに含まれる一方で、保険が 3 号規則の文言上は除外された(ただし、リスク管理(以下の表の e.)に保険を含むと解釈する余地は残ります)ことに留意が必要です。

旧規則と新規制における ITSK として認められるビジネスモデルの範囲の違いは、以下の通りです。

旧規則	新規制
a. 取引決済	a. 証券取引決済
b. 資金調達	b. 資金調達
c. 投資運用	c. 投資運用
d. 資金預託や運用	d. 資金預託や運用
e. 保険	e. リスク管理
f. 市場支援	f. 市場支援
g. その他の支援活動	g. 暗号資産を含むデジタル金融資産に関連する活動
h. 他の金融サービス活動	h. 他のデジタル金融活動

## 2. サンドボックス・プロセスおよび登録・承認要件

新規則においては、旧規則に基づく規制と比較して、サンドボックス・プロセスの期間が短縮され、内容がより明確化されました。一方で、サンドボックス参加者(OJK からサンドボックスに参加することを承認された者をいいます)となるための要件は、より厳格化され、ITSK 事業者は、インドネシア市場に対して重要かつ特徴あるものを導入し、付加価値をもたらすことが期待されています。さらに、新規則においては、OJK による登録申請の却下を想定し、ITSK 事業者が出口計画を作成できるようにしていることともあいまって、ITSK 事業者にとっては、より迅速なスケジュールに基づき承認プロセスが行われることとなります。

旧規則と新規則との登録・承認手続きの違いは、以下の通りです。

事項	旧規則	新規則
サンドボックス参加者となるために満たすべき主な基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>OJK への登録(tercatat)</li> <li>新しいビジネスモデルを導入すること</li> <li>幅広い市場でプレゼンスを有すること</li> <li>ITSK 活動を統括する指定協会への登録</li> <li>その他 OJK が定める基準を満たすこと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>OJK への登録は不要</li> <li>金融セクター内で(他の既存事業と比較して)新しい、または重要かつ特徴あるものを導入すること</li> <li>インドネシア市場に便益や付加価値をもたらすこと</li> <li>テストと開発への準備が調っていること</li> <li>試行開発支援が必要であること</li> <li>その他 OJK が定める基準を満たすこと</li> </ol>
登録・承認プロセスの概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>OJK への登録申請</li> <li>サンドボックス・プロセス</li> <li>結果(例えば、以下の通り) <ul style="list-style-type: none"> <li>「推奨」:OJK への登録申請をしなければなりません。</li> <li>「却下」:手続きを進めることはできず、同種の ITSK 事業の活動について申請することも禁止されます。</li> <li>「要改善」:ビジネスモデルを調整するため、最長 6 ヶ月の延長期間が与えられます。</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>OJK への登録は不要</li> <li>サンドボックス・プロセス</li> <li>結果(例えば、以下の通り) <ul style="list-style-type: none"> <li>「承認」:6 ヶ月以内に事業許可を申請しなければなりません(また、必要な場合*は、OJK に登録申請をします)。</li> <li>「却下」:業務を停止し、顧客に対する未払債務の問題を解決し、(サンドボックス参加者となるための要件の一つとして OJK に提出される必要がある)出口計画を実施しなければなりません。</li> </ul> </li> </ol> <p>*登録が必要となるのは、以下の場合です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>OJK の指示がある場合</li> <li>旧規則に基づき「推奨」とされた場合</li> <li>従前「承認」または「推奨」とされたサンドボックス参加者と同等のビジネスモデルを実施する場合</li> </ol>
サンドボックス・プロセスの	完了まで最長 1.5 年	完了まで最長 1 年

所要期間		
------	--	--

### 3. 経過規定

旧規則に基づく登録・承認またはサンドボックス・プロセスを進めている既存の ITSK 事業者については、OJK は、2024 年 8 月まで、独自の裁量権を行使の上、「推奨」を付与するか、または、申請を「却下」するかの対応を行うことになっています。これに対して、OJK による審査を開始していない申請については、新規則に従ってサンドボックス・プロセスを実施しなければなりませんので、ご注意ください。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)